



高額医療・高額介護合算療養費制度について

「医療保険」と「介護保険」の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するため、1年間（毎年8月から翌年7月まで）に支払った、医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた限度額を超えた場合、その超えた金額が申請により支給される制度です。

算定基準額（令和6年8月～令和7年7月診療分）

国民健康保険 70歳未満の方

所得区分		限度額
上位 所得者	課税所得 901万円超	212万円
	課税所得 600万円超 ～ 901万円以下	141万円
一般 所得者	課税所得 210万円超 ～ 600万円以下	67万円
	課税所得 210万円以下	60万円
住民税非課税世帯		34万円

国民健康保険 70歳以上の方／後期高齢者医療制度加入者

所得区分		限度額
現役並み 所得者	課税所得 690万円以上	212万円
	課税所得 380万円以上	141万円
	課税所得 145万円以上	67万円
一般Ⅰ 一般Ⅱ	課税所得 145万円未満など	56万円
低所得者Ⅱ	世帯全員が住民税非課税	31万円
低所得者Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で世帯全員の各所得金額 0円	19万円

支給申請について

▶ 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方

支給の要件に該当すると思われる世帯には、支給申請のお知らせをお送りします。お知らせが届いた方は、税務課国保係または尾上・碓ヶ関総合支所へ申請してください。

▶ その他の医療保険に加入している方
後期介護課介護保険係にて「自己負

担額証明書」の交付を受けた後、加入している医療保険担当窓口にて手続きしてください。

※医療保険者・介護保険者それぞれから支給されます。

申請に必要なもの

- ・支給申請書
- ・お手元に届いた支給申請のお知らせ
- ・申請者と該当者のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードまたは通知カード）
- ・本人確認書類（運転免許証など）
- ・通帳（国民健康保険に加入している方は世帯主の通帳）

問合せ

税務課 国保係 ☎ 55-5328
（本庁舎 2階 4番窓口）
高齢介護課 介護保険係
☎ 55-5862
（本庁舎 2階 11番窓口）

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

医療費通知書の送付・コールセンターの設置について

医療費通知書は、ご自身の受けた医療の状況を知っていただくためにお送りするお知らせです。

例年、年1回医療費通知書を送付していましたが、今年度より医療費通知書を活用して医療費控除の申告をされる方々の利便性向上のため、年2回送付します。

2月中に確定申告される方は、11ヶ月分の医療費通知書と医療機関発行の領収書（12月診療分）をご活用願います。

- ・1回目 1月～11月診療分
送付時期 2月中旬
- ・2回目 12月診療分
送付時期 3月中旬

また、マイナンバーカードをお持ちの方は、確定申告に活用するための医療費通知情報を、2月9日からマイナ

ポータルで取得可能です。

医療費通知書に関してご不明な点がございましたらコールセンターへご連絡ください。

お電話の際は、被保険者番号がわかるもの（資格確認書等）をご用意ください。

問合せ 後期高齢者医療費通知書コールセンター ☎ 0120-905-244

受付期間 3月19日(木)まで
（土日祝を除く）

受付時間 9:00～17:00

「解決の糸口を見つけに行こう！」相談会

市町村と連携して生活再建相談事業を行っている消費者信用生活協同組合による無料相談会です。専門スタッフや弁護士がお金や暮らしに関する悩みなどについて、丁寧に聴き取りし、一緒に解決の糸口を見つけます。

日時 2月28日(土) 10:00～16:00

場所 信用生協弘前事務所（弘前市城東 4-5-1 ナラオカビル 2F）

対象となる相談

- ・お金の問題（多重債務問題など）
- ・遺産相談
- ・不動産売買
- ・税金等公共料金の滞納
- ・DV・離婚問題
- ・その他暮らしに関する悩み事

相談料 無料

※事前の予約が必要です。

問合せ・予約先 信用生協弘前事務所
☎ 0120-102-354



青森県立尾上総合高等学校 からのお知らせ

令和8年度「科目履修生」の募集について

社会人等を対象として、特定の科目において本校生徒と同じ授業を聴講する科目履修生を募集します。

応募資格 中学校を卒業した者または令和8年3月に中学校卒業見込の者で、高等学校等に在籍していない者

募集人数 各科目とも若干名

募集期間

- ・定時制 2月27日(金)～3月13日(金)
- ・通信制 4月6日(月)～4月10日(金)

聴講する時間帯

- ・定時制 月曜日から金曜日
(夜間 17:15～20:30)
- ・通信制 日曜日
(昼間 9:00～16:00)

聴講許可 出願書類と面接により決定します。

その他

- ・聴講できる科目は3科目までです。
- ・科目数に応じて聴講料が必要となります。
- ・単位の認定は行いません。

問合せ 定時制の課程 定時制教頭
☎ 57-3500
通信制の課程 通信制教務部
☎ 57-5528

令和8年度 講師・スクールサポートスタッフ募集

公立小・中学校において、令和8年度に児童・生徒の指導に当たる「講師(臨時的任用職員)」と教員に代わって教材の準備等を行う「スクールサポートスタッフ(週15時間または週10時間勤務)」を募集しています。

応募資格

- ・講師 小学校または中学校の教員免許状を所有している人
※「臨時免許状」を授与することにより、所持免許状以外の校種・教科の指導ができる場合があります。

- ・スクールサポートスタッフ 資格等不要

応募方法 県ホームページに掲載している「青森県公立学校臨時的任用職員申請書」を提出してください。

※県ホームページはこちらをご覧ください。



問合せ 県教育庁中南教育事務所
☎ 32-4451



ジョブカフェあおもりが就職活動をサポートします

対象 45歳未満の求職者

※ハローワークも併設されています(年齢制限なし)

《主なサービス》

※利用はすべて無料です。

- ・キャリアカウンセラーによる相談
応募書類の添削・面接練習・就職に関する相談など

※Zoomでの相談も行っています。

- ・パソコンでの応募書類の作成・印刷
- ・職業適性診断
- ・就職支援セミナー
- ・インターネットや参考図書の閲覧等による情報収集

※キャリアカウンセリングやセミナーは雇用保険受給中の求職活動実績になります。

《一体的実施として併設ハローワークで利用できるサービス》

- ・求人情報の検索
- ・職業相談・職業紹介

問合せ ジョブカフェあおもりサテライトスポット弘前(ヒロロ3階)
☎ 32-8033

開館時間 月曜日～金曜日
(祝日除く)
9:00～17:00

ホームページ
<https://www.jobcafe-aomori.jp/>



ポリテクセンター青森訓練見学説明会のご案内

ポリテクセンター青森は、ものづくりの業界で就職を目指す職業訓練施設です。ぜひ訓練見学説明会にお越しください。

訓練見学説明会 日時

- ・3月11日(水) 9:30～12:00
(受付 9:00～)
- ・3月18日(水) 13:30～16:00
(受付 13:00～)

定員 各回 20名程度

場所 ポリテクセンター青森

対象 ものづくり業界(住宅、電気、機械)への就職に興味がある方

備考 雇用保険受給中の方は、受給資格者証を持参

参加料 無料

申込方法 前日までに予約ページまたは電話

※見学説明会予約ページ



問合せ ポリテクセンター青森
☎ 017-722-1771





オレンジカフェ 「ささえあい」を開催します

オレンジカフェ「ささえあい」は、認知症の方やそのご家族、認知症に関心のある方が、相談したり交流できる場所です。毎月1回のペースで開催しています。

日時 3月25日(水)

13:00～15:00

場所 本庁舎1階 ひらかわぶれいす「アヴェッサ」

参加費 無料

内容 講話「かしこい消費者になろう～消費者被害に遭わないために～」

講師 青森県消費生活センター

問合せ 高齢介護課 地域包括支援係
☎ 55-5374
(本庁舎2階12番窓口)



青森県消費生活センター からのお知らせ ～強引な訪問購入に注意！～

今回は、訪問購入に関するトラブル事例です。

「何でも買い取ります」という折り込みチラシを見て、買い取りを依頼するために業者に連絡し、自宅に来てもらいました。不要になった洋服などを査定してもらいましたが、「買い取れない」と言われ、売るつもりがなかった指輪などの貴金属を買い取られてしまいました。

広告では「何でも買い取る」と表示しながら、売却を希望した物品については買い取りを拒否し、買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたというものであり、注意が必要です。

強引に自宅に上がり込まれたり、売るつもりがないものを強引に持って行かれそうになったりした時は、ためらわずに警察を呼びましょう。

契約トラブルで困った時は、消費者ホットライン188（いちほちほち・いやや）に相談してください。

問合せ 青森県消費生活センター
☎ 017-722-3343

自動車税（種別割・環境性能割）の減免制度のお知らせ

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方またはその方と生計を一にする方が、これらの手帳の交付を受けている方の生業、通院、通学などのために自動車を利用している場合で、その障がいの程度や自動車の使用状況などが一定の条件に該当するときには、申請により自動車税（種別割・環境性能割）の減免を受けることができます。

詳しくは中南県税事務所までお問い合わせください。

※軽自動車税（種別割）については、市の税務課にお問い合わせください。

問合せ 中南県税事務所納税管理課
☎ 32-4341



ひらかわの寺子屋を開催します

【おいしく元気に！津軽の郷土料理教室！】

日時 3月7日(土) 10:30～12:00 受付 10:00

場所 碓ヶ関公民館 1階 調理実習室

内容 津軽の郷土料理づくりを通して、地域の食文化についての理解を深める講座です。サメの身やそばもやしを使用した副菜2品とお米料理1品を予定しています。

講師 津軽あかつきの会

参加費 500円

定員 18歳以上の方8名（先着順）

申込方法 電子申請または電話

受付期間 2月13日(金)～2月27日(金)

※電話受付は休館日を除く火曜日～土曜日の9:00～17:00です。

※申込締切後のキャンセルは参加費をご負担いただきます。

※電子申請での申込みや講座の詳細は市ホームページをご確認ください。



問合せ・申込み

【もっともっと韓国を知りたい！～ペ・ジュヨンさんと学ぶ韓国講座～】

日時 3月14日(土) 14:00～15:30 受付 13:30

場所 タカシン文化センター（平川市文化センター）2階中研修室

内容 韓国文化や日常的な韓国語の講座を通して、異文化への理解を深めます。

講師 国際交流員 ペ・ジュヨン氏

参加費 無料

定員 18歳以上の方20名（先着順）

申込方法 電子申請または電話

受付期間 2月17日(火)～3月10日(火)

※電話受付は休館日を除く火曜日～土曜日の9:00～17:00です。

※電子申請での申込みや講座の詳細は市ホームページをご確認ください。



平賀公民館（タカシン文化センター内）☎ 44-1221



黒石税務署からのお知らせ

【令和 7 年分の申告・納付の期限】

令和 7 年分の申告・納付の期限等は、それぞれ次のとおりです。

申告及び納付の期限

- ・ 申告所得税及び復興特別所得税・贈与税
3 月 16 日(月)
- ・ 消費税及び地方消費税
3 月 31 日(火)

振替納税による振替日

- ・ 申告所得税及び復興特別所得税
4 月 23 日(木)
- ・ 消費税及び地方消費税
4 月 30 日(木)

確定申告に係る納付は、「振替納税」が大変便利です。詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告特集」の「税金の納付や還付手続について」をご確認ください。

期限を過ぎて申告をすると振替納税や延納制度が利用できなくなるほか、加算税がかかる場合があります。

また、期限を過ぎて納付をしたり振替日に振替口座の残高不足等で振替できなかった場合には、延納制度が利用できなくなるほか、延滞税がかかる場合があります。

【申告書作成会場（黒石税務署）について】

申告書作成会場では、ご自身のスマホとマイナンバーカードを利用した申告の指導を行っています。

会場への入場には、入場整理券が必要です。

入場整理券は、会場での当日配付とLINEによる事前発行があります。

開設期間 2 月 16 日(月)～3 月 16 日(月)

問合せ 黒石税務署 ☎ 52-4111



青森地方法務局からのお知らせ



●令和 8 年 4 月 1 日から住所・名前の変更登記が義務化されます！

不動産の所有者（所有権の登記名義人）の住所や氏名、会社・法人の名称の変更登記がされないため、登記簿を見ても所有者の住所や氏名が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、社会問題となっています。

そのため、令和 8 年 4 月 1 日から、これまで任意だった住所や氏名、会社・法人の名称の変更登記が法律上義務化されます。

これにより、不動産の所有者は、住所や氏名、会社・法人の名称の変更の日から 2 年以内に、変更登記を法務局に申請する必要があります。

また、令和 8 年 4 月 1 日より前に変更があった場合も対象となり、令和 10 年 3 月 31 日までに変更登記をしていただく必要があります。

※正当な理由がないのに住所や氏名、会社・法人の名称の変更登記をしない場合には、5 万円以下の過料が科される可能性があります。

※詳しくは、法務省ホームページまたは最寄りの法務局（予約制の手続案内を実施中）や登記の専門家である司法書士にご相談ください。



●お済みですか？令和 6 年 4 月 1 日から相続登記が義務化されました！

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、社会問題となっていることから、令和 6 年 4 月 1 日から、これまで任意だった相続登記が法律上義務化されました。

これにより、相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から 3 年以内に、相続登記を法務局に申請する必要があります。

また、遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合にも、遺産分割から 3 年以内に、登記をする必要があります。

※正当な理由がないのに相続登記をしない場合には、10 万円以下の過料が科される可能性がありますので、早めの相続登記申請をお勧めします。

※詳しくは、法務省ホームページまたは最寄りの法務局（予約制の手続案内を実施中）や登記の専門家である司法書士にご相談ください。



●ご存じですか？法務局の自筆証書遺言書保管制度をご活用ください

「自筆証書遺言書保管制度」をご存じでしょうか。

皆様が作成した自筆証書遺言書を法務局に預けることができます。法務局が遺言書を大切に保管しますので、遺言書の紛失や誰かに改ざんされるといった心配もありません。遺言書があれば自身の財産を確実にご家族等に託すことができ、相続をめぐるトラブルも未然に防止することができます。

また、遺言者が亡くなった後に、ご自身が指定した方へ「法務局で遺言書を保管している」旨の通知を送付するサービスもありますので、誰からも遺言書の存在を気づいてもらえなかったという心配もありません。

遺言を検討されている方は、是非この制度をご活用ください。

※詳しくは、法務省ホームページまたは最寄りの法務局へお問い合わせください。



問合せ 青森地方法務局弘前支局 ☎ 26-1150



平川市市制施行 20 周年記念事業 ひらかわ@（あっと！）～五感振るわす文化の和～を開催します

平川市市制施行 20 周年を記念し、市内の子どもたちを中心とした舞台発表をはじめ、市内子ども会による模擬店の出店や市内中学校等による作品展示を行います。この事業は、市民の方が主体となって企画・運営する「令和 7 年度社会教育チャレンジ支援事業」です。

日時 2 月 21 日(土) 9:30 ~ 14:00（予定）

場所 タカシン文化センター タカシンホール（平川市文化センター 文化ホール）

入場料 無料

内容

- ▶ 舞台発表 合奏、囃子演奏、マーチングバンド、手踊り、黒石よされ、ダンス、獅子踊り、一輪車競技、吹奏楽 ほか
- ▶ 模擬店・作品展示 ネイルアート、リラクゼーション、射的、輪投げ、コーヒー、ポップコーン、ドーナツ、星占い・カード占い、アップルパイ・パウンドケーキ・α米・りんご飴・芳香剤・ハーバリウム、イラスト展示 ほか
- ▶ キッチンカーも出店予定

※イベントの詳細は市のホームページをご確認ください。



問合せ 生涯学習課 社会教育係 ☎ 44-1221（タカシン文化センター内）

平川市社会教育委員を募集します

教育委員会では、市民の皆さまのご意見を社会教育行政に反映するため、社会教育委員（公募委員）を募集します。

職務 市の社会教育について協議し、意見を述べる。

任期 2 年（令和 8 年 5 月～令和 10 年 4 月）

会議 年 2 回（その他研修等随時）

報酬 市の規定により報酬及び交通費を支給します。

募集人数 若干名

応募資格

①令和 8 年 4 月 1 日時点（見込み含む）で平川市に住所を有する 20 歳以上の方

②会議、研修に出席できる方（平日の日中開催予定）

応募方法

生涯学習課（タカシン文化センター内）、尾上総合支所、碓ヶ関総合支所、葛川支所または市ホームページにある応募用紙に記入の上、次のいずれかの方法でご応募ください。

①生涯学習課窓口へ持参

※休館日を除く火曜日～土曜日の 9:00 ~ 17:00

②郵送 〒036-0102 平川市光城二丁目 30-1（タカシン文化センター内）生涯学習課 宛

③電子メール shougaigakushuu@city.hirakawa.lg.jp

募集期間 2 月 17 日(火)～3 月 13 日(金)

選考方法

提出いただいた応募用紙を基に選考し決定します。ただし必要に応じて聞き取りや面接を行う場合があります。結果は応募者全員に通知します。



問合せ 生涯学習課 社会教育係 ☎ 44-1221（タカシン文化センター内）





平川市スポーツ推進委員を募集します

職務内容

地域スポーツの推進役として、次の職務を行います。

- ・市民の求めに応じたスポーツの実技の指導を行うこと。
- ・市民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- ・学校、公民館などの教育機関、その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- ・スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- ・市民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- ・その他市民のスポーツ推進のための指導助言を行うこと。

任期・報酬など

平川市非常勤特別職員

任期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（1期2年）

報酬等 条例の規定により、報酬及び旅費等を支給します。



募集人数

若干名

応募資格

次の要件をすべて満たす方

1. 市内に住所を有する20歳以上70歳未満の方。
2. 委員として参画する意欲を有し、会議に出席できる方。

応募方法

「平川市スポーツ推進委員応募用紙」に必要事項を記入し、マイナンバーカードまたは個人番号通知書の写しを添えて、スポーツ課推進係へ3月13日(金)までに提出してください。なお、応募用紙は市内スポーツ施設、尾上総合支所、碓ヶ関総合支所、葛川支所または市ホームページより入手いただけます。

結果は後日応募者へ通知します。



問合せ スポーツ課 推進係 ☎ 26-7429（ひらかわドリームアリーナ内）

明るい選挙推進協議会の委員を募集しています

明るい選挙が行われるよう、一緒に活動していただける方を募集します。

活動内容

- ・常時啓発（選挙出前講座の開催）
- ・選挙時啓発（広報車による巡回活動や市内店舗などでの啓発物品の配布など）
- ・期日前投票の立会人（報酬および費用弁償をお支払いします）



応募できる方

- ・選挙や投票に関心を持ち、明るい選挙の実現に賛同し、公平・中立な立場で活動できる方
- ・市内在住で18歳以上の方
- ・活動に参加できる方

応募方法 市選挙管理委員会へお越しいたご応募ください。

右記QRコードからでもご応募いただけます。



問合せ・申込み 選挙管理委員会事務局 ☎ 55-5392（本庁舎3階16番窓口）



パブリックコメントを実施します

①「平賀駅周辺まちづくり基本構想（案）」

平賀駅周辺を市民が集い、世代を超えて交流し、新たな活動や出会いが生まれる場として再生するため、「平賀駅周辺まちづくり基本構想」の策定を進めています。このたび、素案がまとまりましたので、市民の皆様からの意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見募集手続き）を実施します。

②「平川市ごみ処理基本計画改定（案）」

第2次平川市ごみ処理基本計画（令和3年度～令和12年度）について、令和8年度からのごみ処理広域化を契機に、ごみ処理体制、分別方法、減量化等の推進方法や目標値等を見直し、計画期間を令和8年度から令和12年度としたので、市民の皆様からの意見等を募集します。

募集期限 ①3月6日(金) 最終日必着

②3月16日(月) 最終日必着

閲覧方法 市ホームページまたは次の場所で閲覧ができます。

- ・本庁舎 政策推進課（本庁舎3階21番窓口）
- ・第2庁舎 みらい戦略室（①のみ）
- ・本庁舎 市民課（本庁舎2階4番窓口）（②のみ）
- ・尾上総合支所（尾上地域福祉センター内）
- ・碓ヶ関総合支所
- ・葛川支所

※閲覧は、土日祝日を除く8:15～17:00

意見を提出できる方

- ・平川市内に住所を有する方
- ・平川市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- ・平川市内の事務所または事業所に勤務する方
- ・平川市内の学校に在学する方
- ・平川市に対して納税義務を有する方
- ・パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する個人および法人その他の団体

意見の提出方法 平川市パブリックコメント意見提出様式に、案件名のほか、氏名および住所（法人などの場合は名称および代表者名、所在地）などを漏れなく記入し、次のいずれかの方法でご提出ください。

意見提出様式は、市ホームページや閲覧場所で入手できます。

【①】

- ・郵便 〒036-0104 平川市柏木町藤山16番地1
平川市役所 みらい戦略室 宛
- ・電子メール mirai@city.hirakawa.lg.jp
- ・FAX 55-7486
- ・みらい戦略室窓口へ持参

【②】

- ・郵便 〒036-0104 平川市柏木町藤山25番地6
平川市役所 市民課生活環境係 宛
- ・電子メール kankyou@city.hirakawa.lg.jp
- ・FAX 44-8733
- ・市民課生活環境係へ持参

意見提出の際のご注意

- ・電話など口頭でのご意見はお受けできません。
- ・記入漏れがある場合は受付できません。
- ・お寄せいただいたご意見について個別の回答はできません。

結果の公表 氏名・住所を除き、結果を集約し、市ホームページに掲載します。

問合せ ①みらい戦略室 推進班 ☎55-7490（第2庁舎）
②市民課 生活環境係 ☎55-5892（本庁舎2階4番窓口）

国民年金通信

～マイナポータルによる電子申請～



以下の国民年金の手続きは、マイナポータルを利用して電子申請できます。
いつでも・どこでも手続きが可能で、処理状況や申請結果も確認できます。

日本年金機構ホームページ
(ねんきんネット)



電子申請可能な申請書等

- ・国民年金被保険者の資格取得（種別変更）の届出
- ・付加保険料納付（辞退）申出
- ・付加保険料納付該当（非該当）届
- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請
- ・学生納付特例申請
- ・産前産後免除該当届
- ・口座振替納付（変更）申出 兼 還付金振込方法（変更）申出
- ・口座振替辞退申出
- ・老齢年金請求書
- ・年金生活者支援給付金請求書
- ・年金受取機関変更届
- ・公的年金等の扶養親族等申告書

問合せ 市民課 市民係 ☎55-5309（本庁舎2階4番窓口） / 弘前年金事務所 ☎27-1339